

第3章

都立盲・ろう・養護学校の 教育諸条件の整備

第3章 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備

1 教員の資質及び専門性の向上

【現状と課題】

LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸長するためには、個に応じた指導を行う教員の専門性を向上することが重要です。

心身障害教育に携わる教員の専門性については、特殊教育教諭免許状の保有の有無が重要になりますが、都立盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級において直接に児童・生徒の指導を担当する教員の特殊教育教諭免許状の保有状況は以下に示すとおりとなっています。

(平成15年度)

	全学校数	設置学校数	担当教員数	免許状保有者数	免許状保有率
盲・ろう・養護学校	56校	-	3,831人	1,983人	51.8%
小・中学校心身障害学級 (固定学級)	1,998校	577校	1,286人	396人	30.8%
小学校心身障害学級 (固定学級)	1,346校	387校	857人	258人	30.1%
中学校心身障害学級 (固定学級)	652校	190校	429人	138人	32.2%

今後、特別支援教育への移行に当たっては、現職教員の特殊教育教諭免許状取得の促進、都立盲・ろう・養護学校と小・中学校の心身障害学級間の教員の人事交流等及び採用段階における教員養成系大学との連携について具体的な検討を行い、専門性の高い人材の確保に努める必要があります。

また、特別支援教育の理解啓発に関する研修を充実するとともに、特別支援教育コーディネーターの計画的な育成を図ることが課題となっています。

【改善の方向及び計画】

(1) 特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施

特別支援教育への移行に当たり、特別支援教育の概要等について、教員個々の教職経験年数や職層に応じた研修を計画的・継続的に実施し、特別支援教育に関する理解を深め学校の専門性の向上を図ります。

(2) 特別支援教育コーディネーターの指名・育成に関する研修(都立)(新規)

特別支援教育への移行に当たり、平成17年度に、すべての都立盲・ろう・養護学校で、各校少なくとも1名の特別支援教育コーディネーターを指名し、系統的・計画的な研修を実施し、育成していきます。

都立盲・ろう・養護学校等において指名される特別支援教育コーディネーターは、各学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮する際に中核的な役割を担うことから、小・中学校において指名される特別支援教育コーディネーターに比べて広域的に活動する必要があります。そのため、平成18年度以降も、計画的にその数を増やしていきます。

特別支援教育コーディネーター育成研修においては、校内及び校外の関係機関・専門家等と連携を図るなどの方策により、都立盲・ろう・養護学校等に在籍する児童・生徒等や保護者のニーズに応じた具体的支援策を調整・実施できる能力を育成します。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	特別支援教育コーディネーターの指名・育成		開 始		
		盲・ろう・養護学校教員 55名	盲・ろう・養護学校教員 55名	盲・ろう・養護学校教員 55名	

(3) 教育相談担当教員の育成に関する研修

都立盲・ろう・養護学校が、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、教育相談活動を充実させていくためには、教育相談を担当する教員の資質・専門性の向上が不可欠です。

現在、教職員研修センターにおいて、教育相談の基本的な考え方や学校での教育相談の生かし方、具体的な問題への対応、教育相談の組織的な推進、関係機関との連携の在り方等について研修を深め、教育相談に携わる教員の専門性や学校としての組織的対応力の向上を図っています。

今後もこうした研修を引き続き実施し、高いカウンセリングマインドを身に付けた教員を育成していきます。

(4) 教員採用の改善

近年、新規採用教員の中で特殊教育教諭免許状を保有する者の割合が高くなってきていますが、今後とも専門性の高い人材が確保できるよう、教員採用一次選考における大学推薦枠の確保等を行っていきます。

(5) 特殊教育教諭免許状取得の促進

小・中学校及び都立盲・ろう・養護学校に勤務する教員を対象として教育職員免許法に基づく認定講習の拡充を図り、特殊教育教諭免許状の取得の促進を推進していきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	特殊教育教諭免許状取得の促進	受講者 1,424人	順次拡大		

(6) 教員の人事交流等の充実

都立盲・ろう・養護学校と小・中学校の心身障害学級間の人事交流等の充実について、具体的な

検討を進めていきます。

(7) 大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実

医療、心理、発達、言語、理学療法、作業療法などの外部の専門家の導入や緊密な連携体制の構築により、児童・生徒等一人一人の障害の状態や程度の的確な把握（アセスメント）や適切な指導の内容・方法等についての研修・研究の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターの育成も含め、専門的指導の充実や学校の組織的としての専門性を高めるために、大学や外部専門家との連携を図ります。

(8) 肢体不自由養護学校における自立活動における外部専門家の導入（再掲<28 ページ>）（新規）

2 開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

都立盲・ろう・養護学校ではこれまで、心身障害教育理解推進の充実事業に伴う学校公開や交流教育の充実、ボランティア養成講座等の公開講座の実施、学校運営連絡協議会の設置と外部評価の導入、施設開放など、開かれた学校づくりに努めてきました。

また、職業教育アドバイザーなど、専門的知識・技能を有する外部の人材の導入により教育内容・方法の充実を図ってきました。

しかし、障害のある児童・生徒や保護者の多様な教育ニーズにこたえ、教育の質の向上を図っていくためには、現在の都立盲・ろう・養護学校の活性化や多様な設置主体による学校運営など学校選択の幅を広げていく方策について検討する必要があります。

就労支援についても、各学校が、個別に民間企業に現場実習の受入を依頼するなど、学校ごとの取組にとどまっているのが現状です。そのため、今後はより開かれた学校づくりを推進するとともに、企業やNPO法人^T等との連携体制の整備を都立盲・ろう・養護学校全体として取り組んでいく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 民間活力の導入

ア 多様な主体による学校運営の検討（新規）

平成16年3月に中央教育審議会で答申された「今後の学校の管理運営の在り方について」（答申）に示された地域運営学校^Uや、チャータースクール^Vの導入に向けた社会の動向などを踏まえ、都としても、多様な主体による都立盲・ろう・養護学校の運営について、学識経験者を始め、民

^T NPO法人

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人であり、事務所が所在する都道府県の知事（複数の都道府県に事務所を設置している場合には内閣総理大臣）の認証を受けた法人をいう。

^U 地域運営学校

公立学校の管理運営に保護者や地域住民が参画し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させ、地域の創意工夫を生かし運営する学校

^V チャータースクール

アメリカのミネソタ州で生まれた新しいタイプの公立学校であり、学校開設に当たっては、特別許可（チャーター）が必要になる。公的資金が投入されることから、教育上の成果や学校の管理運営者としての責任が求められ、評価が認められない場合、閉校になることもある。

間企業、社会福祉法人、NPO法人等による検討委員会を設置し、積極的な検討を行っていきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	多様な主体による 学校運営の検討	内部検討	検 討 (多様な主体による学校運営の在り方)	(開校に向けた具体的な手法)	

イ 都立盲・ろう・養護学校と民間活力とが連携した就労支援（新規）

企業やNPO法人等と連携することにより、都立盲・ろう・養護学校の生徒の職業的自立をより積極的に支援していきます。

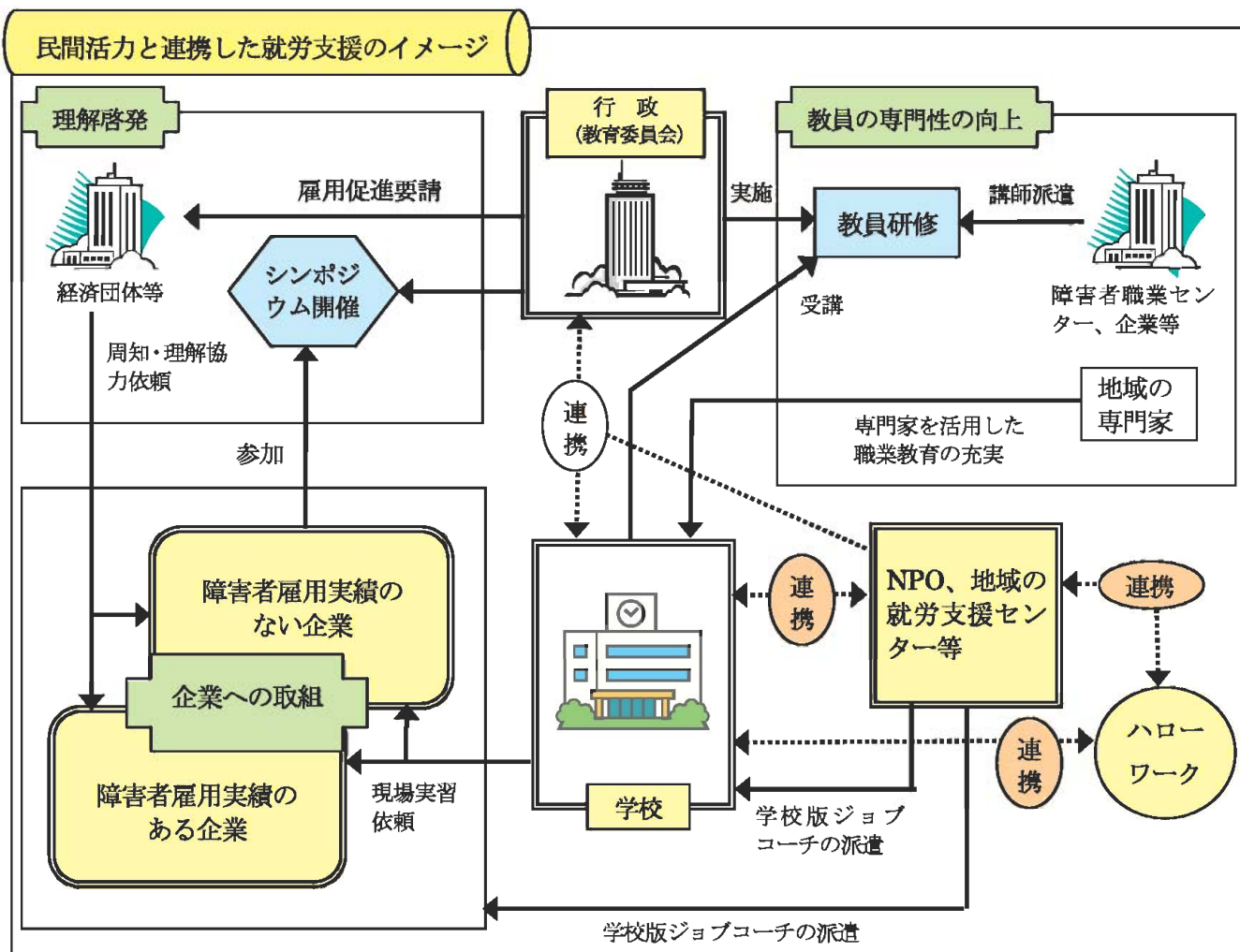
今後は、新たな職種・職域の拡大に向けた企業への雇用促進要請や理解啓発等に関する取組を始めます。また、学校においては、専門家を活用して職業教育の充実を図っていきます。さらに18歳以上の知的障害者等の雇用促進及び職業安定を目的として実施されているジョブコーチ^W(職場適応援助者)制度の実績と成果等を踏まえ、都立盲・ろう・養護学校在学中における就労支援及び卒業後の支援への移行に向けた関係諸機関との連携体制の構築などの業務を担う、学校版ジョブコーチ制度の導入などについても積極的に検討していきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	盲・ろう・養護学校と民間活力とが連携した就労支援	企業への雇用促進要請	企業への雇用促進要請及び専門家を活用した職業教育の充実等	17年度開始事業に加え、就労拡大、職場定着を目的とした学校版ジョブコーチ制度の導入や、進路指導担当教員のための研修の見直しなどの取組	

W ジョブコーチ

国が18歳以上の知的障害者等を対象に、障害者の雇用促進及び職業の安定を図ることを目的として行っているジョブコーチ支援事業における「職場適応援助者」のことをいう。

ジョブコーチは、障害者、事業主及び当該障害者の家族に対して、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援（職場内コミュニケーションや基本的な生活習慣に関する指導、職場における理解啓発、家族の支援体制に関する助言等）を実施することにより、事業の目的達成をめざす。



(2) 学校運営連絡協議会及び外部評価の充実（後掲<63 ページ>）

(3) ろう学校の就学前教育相談・早期教育の充実（再掲<28 ページ>）（新規）

(4) 盲学校の早期教育相談の充実（再掲<28 ページ>）

(5) 通年の授業公開の実施

保護者や都民に対し、特別支援教育や都立盲・ろう・養護学校の教育活動に関する理解啓発を図り、開かれた学校づくりをより一層推進するため、各学校の授業公開日（週間）を教育課程に位置づけ、今後も年間を通じて授業公開を行っていきます。

(6) 心身障害児理解教育の充実

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を促進するため、現在、都立盲・ろう・養護学校と地域の小・中学校との学校間交流や、都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒や保護者の希望により、居住する地域の小・中学校との居住地交流等を実施しています。

今後も、地域における障害のある児童・生徒の理解教育をより積極的に推進します。

3 教育効果を高める学級編制の実施

【現状と課題】

都立盲・ろう・養護学校の学級編制に関しては、都民の信頼にこたえることのできる学校づくりを進めるため、東京都立盲・ろう・養護学校学級編制等検討委員会（第一次）を設置し、学級ごとの教室の確保、主担任の明確化、学級ごとの指導の時間の確保、学級経営計画の作成等について周知徹底を図ってきました。

その一方で、都立盲・ろう・養護学校における学級編制は、例えば知的障害養護学校に在籍する障害の程度が比較的軽い生徒にとって、将来の職業的自立と社会参加に必要な社会性の伸長や教育活動の活性化といった教育効果を高める上で、現在の学級規模が妥当であるかといったことや、肢体不自由養護学校の場合、普通学級及び重度・重複学級に在籍する児童・生徒の障害の状態に極端な差がない場合があることなど、今後検討すべき課題があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 障害の多様化に応じた学級編制の実施（新規）

都教育委員会では、平成16年度から東京都立盲・ろう・養護学校学級編制等検討委員会（第二次）を設置し、児童・生徒の障害の程度や教育ニーズに応じてより一層教育効果を高めることのできる学級編制の在り方について検討していきます。

ア 知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部等の学級編制

将来の職業的自立と社会参加に向けて、生徒一人一人の社会性の伸長や教育活動の活性化等の観点から、現行の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律で定める人数（8人）よりも多い人数での学級を編制することも含め、教育効果を高めることのできる学級編制等の在り方について検討していきます。

イ 重度・重複学級の充実

肢体不自由養護学校及び知的障害養護学校（小学部・中学部）においては、障害の重度・重複化が進んでいることから、重度・重複学級の充実が望まれています。こうしたことから、児童・生徒一人一人の障害の状態に応じて教育効果を高めることができるよう、重度・重複学級の充実についても検討していきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部等の学級編制	検 討		→	実 施	

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	重度・重複学級の 充実	検 討	→	実 施	

4 学校施設・設備の充実

【現状と課題】

知的障害養護学校における普通教室の確保は、早急な対応を必要とする極めて緊急性の高い課題です。したがって、必要に応じて速やかに増築等の対応を図ることが課題となっています。

また、児童・生徒の通学負担を軽減するための方策や、情報技術の進歩やIT化に対応した施設・設備の充実についても検討する必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 知的障害養護学校における普通教室の確保（新規）

知的障害養護学校に在籍する児童・生徒の増加に伴い、教育環境の整備と円滑な教育活動の実施を図るため、増築等を行うことにより必要となる普通教室を確保します。

○ 第一次配置計画

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	知的障害養護学校 における普通教室 の確保		設計：10校 工事：1校	設計：1校 工事：10校	設計：1校 工事：6校

○ 年度別実施計画

内 容	年度別計画			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
中野養護学校 ----- 平成18年度		工事	供用開始	
葛飾養護学校 ----- 平成20年度		実施設計	工事	工事
調布養護学校 ----- 平成19年度		実施設計	工事	供用開始
南大沢学園養護学校 ----- 平成19年度		実施設計	工事	供用開始
八王子養護学校 ----- 平成19年度		実施設計	工事	供用開始
板橋養護学校 ----- 平成20年度		実施設計	工事	工事
墨田養護学校 ----- 平成20年度		実施設計	工事	工事
高島養護学校 ----- 平成20年度		実施設計	工事	工事
町田養護学校 ----- 平成20年度		実施設計	工事	工事
清瀬養護学校 ----- 平成20年度		実施設計	工事	工事
羽村養護学校 ----- 平成19年度		実施設計	工事	供用開始
青鳥養護学校久我山分校 ----- 平成22年度		検討委員会の設置 (本校化に関する 検討委員会(仮称))	基本設計	実施設計

(2) 児童・生徒に対する通学時間の負担軽減（新規）

スクールバスの長時間乗車は、児童・生徒等の心身にかかる負担や学校の教育活動に与える影響が大きいことから、今後、学校配置の適正化や寄宿舎の入舎基準の見直し等によって改善を図っていきます。また、通学指導の在り方、スクールバス以外での通学方法等も含め、具体的な方法について通学手段検討委員会で検討した上で、通学時間の負担軽減を図っていきます。

項目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	児童・生徒に対する通学時間の負担軽減	検討	→	バス等の運行方法、乗車基準等の見直し	90分以上のバス路線解消

(3) ITを活用した教育環境の整備（再掲<30ページ>）

新たなタイプの学校として設置する、ろう学校の中高一貫型教育校（中央ろう学校：仮称）について、IT教育に重点をおく学校として環境整備を図ります。

また、その他の都立盲・ろう・養護学校においても、教育課題の解決を図るためITを活用した教育環境の整備を推進していきます。

5 都民に信頼される学校経営の確立

【現状と課題】

都教育委員会はこれまで、都民に信頼される学校経営の確立のために、人事考課制度^xの導入、主幹の配置、学校経営計画^yの作成、予算執行等に関する校長の裁量権の拡大等を行ってきました。その結果、各学校においては校長のリーダーシップのもと、特色ある学校づくりが進みつつあります。

今後とも、校長が経営者としてのリーダーシップをより一層発揮し、学校が組織的取組を進めることができるよう、学校運営組織を充実し、予算・人事等に関する校長の裁量権を拡大するなどの支援を行っていく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 盲・ろう・養護学校経営計画

学校の個性化・特色化を図り、自律的改革を推進して、教育サービスの質を向上するため、学校経営についての計画、実施、評価を行い、改善を図るマネジメントサイクルの取組を引き続き実施していきます。各学校では、組織的、計画的に教育活動を展開するために「学校経営計画」を策定し、その自己評価である「学校経営報告」に基づく継続的改善を図っていきます。

(2) 都立学校経営支援センター（仮称）の整備（新規）

都立学校に対する多様な教育ニーズや環境の変化に柔軟に対応し、自律的な学校経営とより質の高い教育サービスを提供するために、校長の予算・人事等にかかわる裁量権限の拡大を推進すると

^x 人事考課制度

教職員の資質能力の向上や学校組織の活性化のために、人的な面における条件整備の一貫として、自己申告と業績評価を柱とした、能力開発型の制度である。

^y 学校経営計画

校長が「めざす学校像」を明らかにし、中・長期的目標を立て、各年度における学習指導・生活指導・進路指導・学校運営等の教育活動の目標とこれを達成するための具体的方策及び数値目標等を示すもの。校長が都民に対して明らかにする「公約」の役割をもつ。

ともに、より一層充実した学校経営と教育活動を支援する「都立学校経営支援センター（仮称）」を整備します。

○ 整備の方針

- ・ 柔軟で機動的・専門的な支援機能を備え、都立学校の経営パートナーとしての一元的・総合的な支援体制を整備します。
- ・ 業務の集中処理・IT化・アウトソーシング^Z等による学校業務の軽減・効率化を図ります。
- ・ 都教育委員会における都立学校関連業務のうち、都立学校経営支援センター（仮称）基本構想に基づく実施業務のセンターへの移譲及び再構築を進めます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	都立学校経営支援センター（仮称）の整備	検 討	→	設 置	

(3) 経営体としての自律性の確立（自律経営推進予算）

校長が主体的に予算案の作成から執行までを行い、学校の教育活動をマネジメントする仕組みである学校経営計画を予算面で支え、学校独自の特色ある教育活動、教員の資質の向上等に資することができるよう引き続き支援します。

(4) 学校経営戦略支援チームの活用

都立学校に課題が生じた場合、状況に応じた改善策の検討及び対象校に対する支援・指導を行うことができる、学校経営戦略支援チームを編成し、活用していきます。

(5) 学校運営連絡協議会及び外部評価の充実

学校運営連絡協議会の活性化により、学校経営の透明性を図り、自律的な学校経営と都立学校マネジメントシステム^{AA}を中心に据えた外部評価システムを引き続き実施していきます。また、地域社会をはじめ、外部の意見や活力を活用するとともに、都教育委員会としても学校経営や教育活動に関する支援体制の充実を図っていきます。

(6) 盲・ろう・養護学校改革推進校（仮称）の指定・支援（新規）

特別支援教育の推進に当たり、エリア・ネットワークのセンター校となる知的障害養護学校（小学部・中学部設置校）の中から改革推進校（仮称）を指定します。改革推進校（仮称）は、エリア・

^Z アウトソーシング

外部に委託すること。

^{AA} 都立学校マネジメントシステム

都立学校において、地域や学校及び児童・生徒の実態、保護者の意向等を踏まえ、直面する課題の解決に向けて、具体的な数値目標を定め、組織的・計画的に教育活動を展開する必要がある。このため、数値目標も含んだ組織としての学校経営上の目標を的確に設定（Plan）して、学校経営を実施（Do）し、その成果を検証（Check）した上で、教育活動の継続的改善（Action）を図っていくシステムである。

ネットワークの実効性を高めるために、以下の点について2年間の実践的な研究を行い、都立盲・ろう・養護学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の在り方について検証し、その成果を、他の都立盲・ろう・養護学校に普及・啓発していきます。

- エリア内の区市町村が組織する「特別支援プロジェクト」への参画と連携の在り方
- 地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等と日常的な連携体制を構築する「パートナーシップ」の充実の在り方
- 「盲・ろう・養護学校連絡会議（仮称）」の実施による、都立盲・ろう・養護学校等間や専門家・専門機関等との連携強化の在り方
- 特別支援教育に関する理解啓発や情報提供などの在り方

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	盲・ろう・養護学校改革推進校（仮称）の指定・支援		指 定 →		

(7) 学校規模及び運営に関する検討（新規）

知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の併置等による、学校の大規模化に対応していくため、教育水準の維持・向上やより円滑な学校経営が行えるよう検討を進めていきます。